

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

町田市道路占用料徴収条例（昭和50年4月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。

第5条第3項中「前項」を「前項本文」に改める。

別表中

「	外径が0.2メートル以上	340	を
	0.4メートル未満のもの		
」			

「	外径が 0. 2メートル以上 0. 3メートル未満のもの	2 6 0	に、
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4メートル未満のもの		
」			

「	令第7条	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	を
	第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	

所	階数が 4 以上のもの	A に 0. 0 1 2 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0. 0 2 4 を乗じて得た額

」

「

令第 7 条第 9 号に掲げる器具			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 2 4 を乗じて得た額
令第 7 条 第 1 0 号 及び第 1 1 号に掲 げる施設	上空、トンネルの上又は 高架下に設 けるもの	階数が 1 の もの		A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 2 の もの		A に 0. 0 0 8 を乗じて得た額
		階数が 3 の もの		A に 0. 0 1 1 を乗じて得た額
		階数が 4 以 上のもの		A に 0. 0 1 2 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0. 0 2 4 を乗じて得た額

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けているものに係る延滞金の徴収については、なお従前の例による。

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(督促及び延滞金) 第5条 略 2 督促してもなお納付しない<u>者</u>に対しては、督促状の指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ占用料滞納額に年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。<u>ただし、延滞金の額が 100 円未満である場合は、徴収しない。</u> 3 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、<u>前項本文</u>の規定による延滞金を減免することができる。	(督促および延滞金) 第5条 略 2 督促してもなお納付しない<u>もの</u>に対しては、督促状の指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ占用料滞納額に年 14.5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。 3 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、<u>前項</u>の規定による延滞金を減免することができる。

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表

道路占用料金表

占用物件			単位	占用料(円)
略			略	略
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	略		長さ1メートルにつき1年	略
	<u>外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの</u>			260
	<u>外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの</u>			340
	略			略
略			略	略
令第7条第9号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条 第10号及 び第11号 に掲げる 施設	上空、トン ネルの上 又は高架 下に設け るもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

備考 略

町田市道路占用料徴収条例新旧対照表(改正前)

別表

道路占用料金表

占用物件			単位	占用料(円)
略			略	略
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	略		長さ1メートルにつき1年	略
	外径が0.2メートル以上0.4メー トル未満のもの			340
	略			略
略			略	略
令第7条 第8号に 掲げる休 憩所、給 油所及び 自動車修 理所	上空、トン ネルの上 又は高架 下に設け るもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつ き1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

備考 略

